

給料等の差押金額計算書

滞納者の給料等のうち、国税徴収法第76条第1項の規定により差押えが禁止される部分がありますので、次の方法によって原村へ入金する金額を求めてください。入金額は「実際の金額・人数」の緑色に塗られた部分を入力することで自動計算されます。原村への入金額の欄に表示された金額（黄色に塗られた部分の金額）を入金してください。※1

滞納者氏名： ○○ ○○
給料等支給年月： ○年○月

項目		実際の金額・人数	計算額
給料等支給額（総支給額）		359,665	359,000
国税徴収法 第76条第1項 の規定による 差押禁止 額	1号	源泉所得税額	8,000
	2号	住民税額（特別徴収税額）	18,000
	3号	社会保険料及び雇用保険料 ※2	54,000
	4号	国税徴収法施行令第34条の 金額（生計維持費用）※3	190,000
	5号	【（総支給額）-（1号+2号+3号+4号）】×20/100 ただし、4号×2の金額を限度とする。	18,000
	禁止額の計 1号+2号+3号+4号+5号		
差押可能額（総支給額 - 差押禁止額）※4			71,000
振込手数料 ※5		0	

原村への入金額	71,000円
----------------	----------------

【注意事項】

- | | |
|---|---|
| ※1 該当者の承諾や生活状況の取立てについて当村が
※2 健康保険・厚生年金保険
※3 人数と金額は別途債権
※4 取立ての履行状況確認
※5 指定口座に送金する場合
振込手数料は掛かりま
※6 この計算書は2通作成し、1通は差押金額の支払の際にご提出ください。 | <div style="border: 2px solid blue; border-radius: 50%; padding: 10px; background-color: #e6f2ff;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">計算例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総支給額 359,665円 ・ 所得税 7,740円 ・ 住民税 17,500円 ・ 3人世帯 ・ 納付書による支払（振込手数料0）の場合 </div> |
|---|---|

原村住民財務課税務係
電話番号：0266-79-7923（直通）